都立学校施設開放事業 使用団体 代表者各位

東京都立府中工業高等学校

本校における令和3年度施設開放事業 (テニスコート開放) 中止のお知らせ

日頃より本校の施設開放事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度の都立学校施設開放事業については、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じることが施設開放の前提となるため、学校施設の構造や学校運営の状況等から、都教育委員会が作成したマニュアルに示された感染拡大予防対策を講じることができない場合には、必ず中止することとされております。

マニュアルに示された、使用団体の皆様に遵守していただく事項の概要は以下のとおりです。

① 施設使用者全員の健康状態の確認等

- ・体調不良者等の学校敷地内の立ち入り禁止
- ・施設使用者全員の当日の体温及び健康状態等の確認
- ・施設使用者全員分の「体調管理チェックシート」を速やかに(遅くとも施設使用後3日 以内に)学校に提出
- ・感染者発生時(施設使用後2週間以内)の報告及び調査協力

② 生徒や教職員との接触回避等

- ・使用団体と生徒、教職員間の相互の接触を回避するため、学校が定めた開放エリア(使用 団体の活動範囲)及び使用団体の動線以外は立ち入り禁止
- ⇒学校は、部活動等により屋外で生徒が活動している時間帯に、開放日時を設定できません。

③ 施設及び設備の消毒の徹底等

- ・屋外トイレ、屋外手洗い場及びコート等の設備のうち複数の使用者が頻繁に触れると考え られる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)の使用前後の消毒を義務付け
- ・屋外トイレ及び屋外手洗い場用に石鹸(ポンプ型が望ましい。)を持参

以上を踏まえ、本校においてテニスコートの開放が可能かどうか検討した結果、

- ○部活動等を行う日と施設開放日が重なる可能性が十分にあること
- ○施設及び設備の構造上、使用団体と部活動等を行う生徒の活動範囲及び動線が相当重なって いること
- ○使用団体と部活動等を行う生徒が利用する屋外トイレ及び屋外手洗い場が同じであること

等の状況に鑑み、令和3年度の施設開放事業はやむを得ず中止することといたしました。

使用団体の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、一層のご理解とご協力を賜りますよう、 よろしくお願い申し上げます。

> 【担 当】東京都立府中工業高等学校 経営企画室 鈴木 電話 042-362-7237